

議案第34号

松阪市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

松阪市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年松阪市条例第300号）の一部を次のように改正する。

平成28年2月18日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例  
松阪市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年松阪市条例第300号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第8号とし、同条中第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 職員の退職管理の状況

第3条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。